別表（第八条関係）

	行政文書名	保存期間
一	法令の制定又は改廃及びその経緯	三十年
	イ　法律、政令、内閣府令、省令その他の規則に関する次に掲げる文書	
	立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書	
	ロ　法律案又は政令案の審査の過程が記録された文書	
	ハ　意見公募手続文書及び行政機関協議文書	
	ニ　閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	
	ホ　内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書	
	ヘ　国会審議文書	
	ト　官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	
	チ　解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書及び調査研究文書	
二	条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書	三十年
	イ　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書	
	ロ　他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書	
	ハ　条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び当該案の審査の過程が記録された文書	
	ニ　一の項ニ及びへからチまでに掲げる文書	
	ホ　条約書、批准書その他これらに類する文書	
三	閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	三十年
	イ　閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	
	ロ　決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書	
	ハ　予算、歳入歳出決算その他国会に提出された文書	
四	予算又は決算に関する次に掲げる文書	三十年
	イ　答弁の案の作成の過程が記録された文書	
	ロ　閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	
	ハ　答弁が記録された文書	
五	基本方針、基本計画その他の閣議にかけられた案件に関する次に掲げる文書（一の項から四の項までに掲げるものを除く。）	三十年
	イ　立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書	
	ロ　行政機関協議文書	
	ハ　閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	
六	二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。七の項において同じ。）で構成される会議の決定又は了解に関する次に掲げる文書	十年
	イ　会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書並びに当該案の検討に関する調査研究文書及び行政機関協議文書	
	ロ　会議に検討のための資料として提出された文書	
	ハ　会議の決定又は了解の内容が記録された文書	
七	省議（一の行政機関の大臣等で構成される会議をいう。以下同じ。）の決定又は了解に関する次に掲げる文書	十年
	イ　省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書及び当該案の検討に関する調査研究文書	
	ロ　省議に検討のための資料として提出された文書	
	ハ　省議の決定又は了解の内容が記録された文書	
八	複数の行政機関による申合せに関する次に掲げる文書	十年
	イ　申合せに係る案の立案基礎文書並びに当該案の検討に関する調査研究文書及び行政機関協議文書	
	ロ　他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	
	ハ　申合せの内容が記録された文書	
九	複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	十年
	イ　立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書	
	ロ　基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書	
	ハ　基準を他の行政機関又は地方公共団体に通知した文書	

他の行政機関又は地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯に関する次に掲げる文書（二の項チ及び二の項ニに掲げるものを除く。）